

○通学路の安全対策

歩道のない1車線の区間で、児童・生徒が通学する時間帯は通勤自動車の交通量が多く、特に踏切部分は車道幅も狭隘で危険なため、歩道設置と踏切拡幅の安全対策が必要。



6 地方税財政の充実・強化について

《提案・要望の内容》

○高齢化に伴う社会保障関係費の増、未だ十分に回復していない地方経済の動向を踏まえた雇用対策の必要性、国土強靱化のための防災・減災事業など増嵩する地方の行政需要を「歳出特別枠」等により地方財政計画に的確に反映するとともに、地方の財源不足の状況等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げ、別枠加算の確保などにより、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を早期に復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

○消費税率及び地方消費税率を上げるにあたり、地方財政の充実及び地方経済に配慮した実効ある対策を講じられること。また、都市部と地方部の地域間の税源の偏在は、地方消費税の引上げによってもなお十分に解消されないことから、地方交付税の財源調整機能を強化すること。

○国、地方を通じた今後の公務員の総人件費や給与適正化のあり方と平成26年度の地方財政対策や税制改正等については、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映するとともに、地方交付税は地方共通の固有の財源であることから、国が地方に対して地方公務員給与の引き下げを要請する手段として行った地方交付税の削減は、二度と行わないこと。

また、地域経済活性化に資する新たな算定については、地域の実情等に応じた行革や経済活性化施策等の実績を的確に反映できる指標を用いるなど、地方が自主努力により取り組む行革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすること。

○財政力の弱い市町村の財政運営に配慮すること。

- ・市町村合併に伴う普通交付税の特例措置の終了に伴い、合併市町村の財政運営に支障を生じることのないよう、市町村合併による行政区域の広域化に伴い生じる財政需要等を考慮した財政措置を講じること。
- ・合併を行わなかった市町村においても、過疎化や人口減少が進展する中で持続可能な行政サービス体制構築のために必要な財政措置を講じること。

7 鳥取県国家戦略特区提案「未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト」の採択について

《提案・要望の内容》

- 大都市型の特区のみならず、国際競争力を持ち、世界マーケットを取込むべく、地域において新社会モデル創設へ戦略的に取り組んでいる鳥取県の国家戦略特区提案「未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト」について、積極的な採択を行うこと。

<参考>

○鳥取県国家戦略特区提案：未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト

◆（株）ジャパンディスプレイ鳥取工場

車載用ディスプレイ開発・生産等に関し県外工場から110名の技術者等を鳥取工場への集約。新製品の研究開発を鳥取工場で実施（平成25年7月17日調印式）

【JDIの車載用ディスプレイの特徴】

- ・省電力・微細加工、超広視野角等を実現し、フレキシブルに加工可能な車載ディスプレイの開発を実施。安心・安全を追求し、車載ディスプレイから、車の未来を創出



(車載用ディスプレイ)



◆シャープ米子（株）

シャープ(株)は、世界的半導体大手のクアルコム社との共同開発による液晶を使わない次世代（MEMS(メムス)）ディスプレイの開発をシャープ米子(株)で実施。（平成25年8月8日調印式）

【MEMSディスプレイの特徴】

- ・バックライト光を効率よく使える超省エネ構造・高い色再現性を活かした鮮やかな映像表示・幅広い環境温度に対応し、「液晶ディスプレイ」を超えた次世代型ディスプレイ



(MEMSディスプレイ)

○規制緩和等の提案

■道路交通法・道路法等での公道実験の制限の緩和

車載用ディスプレイは、技術の進歩とともに多機能化しており、今後、安心・安全にむけた新たな車載ディスプレイ開発など、国際的な需要を取り込んだ製品開発を行う必要がある。

このため、車載メーカーにおいて、海外及び国内の車両メーカー等と連携し、当県内の直線距離のある道路を活用した車載用ディスプレイ開発のため公道を活用した実証実験を検討。

今回の国家戦略特区提案は、使用許可申請を繰り返す行わず、届出で済むように道路使用手続きを簡素化し、規制緩和を行うことで、海外車企業も巻き込んだ、世界市場に向けた車載用ディスプレイ新商品開発・製造をスピーディに行うことができる。

■研究開発税制の拡充

研究開発費の税額控除割合を50%に拡充（8～10% → 50%）

■都市計画法の緩和

関連工場等の市街化調整区域等へのスピーディな立地が行えるよう、開発許可基準等を緩和

■農地法の緩和

関連工場等のスピーディな立地に結びつけられるよう、農地転用の手続きを緩和。（大臣許可権限（4ha）の都道府県知事への移譲等、知事許可に係る大臣協議の撤廃）

8 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加について

《提案・要望の内容》

- TPP協定への参加の可否については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。
- 今後、交渉を進めるにあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。

【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】

- ① 米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続。
- ② 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設に当たっては、現行施策の水準の維持、円滑な移行。
- ③ 高品質な農林水産物生産のための生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調製施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）。
- ④ 漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、TPP協定において原則禁止とされる懸念がある。水産業を守る対策を講ずること。

<参考1>

TPP首脳声明の骨子（10月8日 インドネシア・バリ島）

- TPPは妥結に向かっている
- 包括的でバランスの取れた協定を年内に妥結するため、残された困難な課題の解決に取り組むことで合意
- TPPは包括的で次世代のモデルとなる
- 深く広範な貿易と投資の自由化で様々な人々が最大限の利益を確保
- TPPはアジア太平洋自由貿易圏を構築するというAPECの目標への有望な道筋

<参考2>

TPP交渉のスケジュール

- | | |
|------------|--|
| 11月(首席会合前) | 各分野の中間会合 ※メキシコ市で「原産地規則」、ワシントンで「政府調達」と「投資」、 チリ・サンティアゴで「国有企業」、 ソルトレークシティーで「原産地規則」 |
| 11月19日～24日 | 首席交渉官会合（米ユタ州ソルトレークシティー） ※関税の撤廃・削減を扱う「市場アクセス」分野などを調整する見通し |
| 12月7～9日 | 閣僚会合（シンガポール） |
| 年末 | 交渉妥結（目標） |

<参考3>

TPP参加による鳥取県農林水産業への影響額試算

○国と同様の前提条件で試算

| | |
|-----------|----------------|
| 農産物 | 219億円 (△32.4%) |
| 林産物 (合板等) | 9億円 |
| 水産物 (属人) | 18億円 (△11.3%) |
| 合計 | 246億円 (△25.0%) |

※ () 内は対県内生産額比

<参考4>

「日本型直接支払い」など農業関連施策の制度確立

○農地・水保全管理支払交付金

・本県農業振興地域面積の3割をカバーしており、活動の高度化に貢献。兼業農家や非農家も参加した農業用施設の保全管理のための重要な施策として、定着しつつある。

○中山間地域等直接支払交付金

・生産条件の不利な中山間地域農業を守る重要施策として定着。

○米の所得補償交付金の県内主食用米作付け面積カバー率は9割を超え、全国平均を上回る取組状況。法人化や集落営農の推進、担い手育成にも一定の効果が見られた。

○飼料米等の新規需要米に対して、80千円/10aの交付金が交付されることで、耕種側も採算の合う安定生産がもたらされ、家畜飼料として定着。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(通知)

○昭和57年4月5日付農林水産事務次官依命通知。

○トラクターやコンバイン、畜舎、漁船などは、汎用性があり、個別経営向になじみ、地域の普及度が高いなどの理由から補助対象外とされて、農林水産業者が必要とする機械施設の導入が困難となっている。

境漁港の高度衛生管理市場整備に向けた検討

○さかいみなと漁港市場活性化協議会が本年3月に作成した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」では、「信頼される漁港・市場づくり (漁港・市場機能の強化)」、「活力がある漁港・市場づくり (集荷・販売力の強化)」、「親しまれる漁港、市場づくり (観光連携及び地域活性化の推進)」をビジョンの3つの柱と定め、高度衛生管理市場の整備に向けた具体的に検討。

《具体的な検討内容》

- ・ゾーニング、人・車両の入場管理、異物混入防止などの衛生対策。
- ・殺菌冷海水及び低温市場化による鮮度保持など。
- ・本年度、国直轄で高度衛生管理基本計画策定調査が実施されており、専門のコンサルタントの意見等も参考にしながら、さかいみなと漁港市場活性化協議会で意見集約していく。

9 原子力発電所の汚染水対策について

《提案・要望の内容》

【汚染水対策】

○福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。

○また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

＜参考＞福島第一原子力発電所における汚染水問題への対策の概要



10 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

《提案・要望の内容》

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

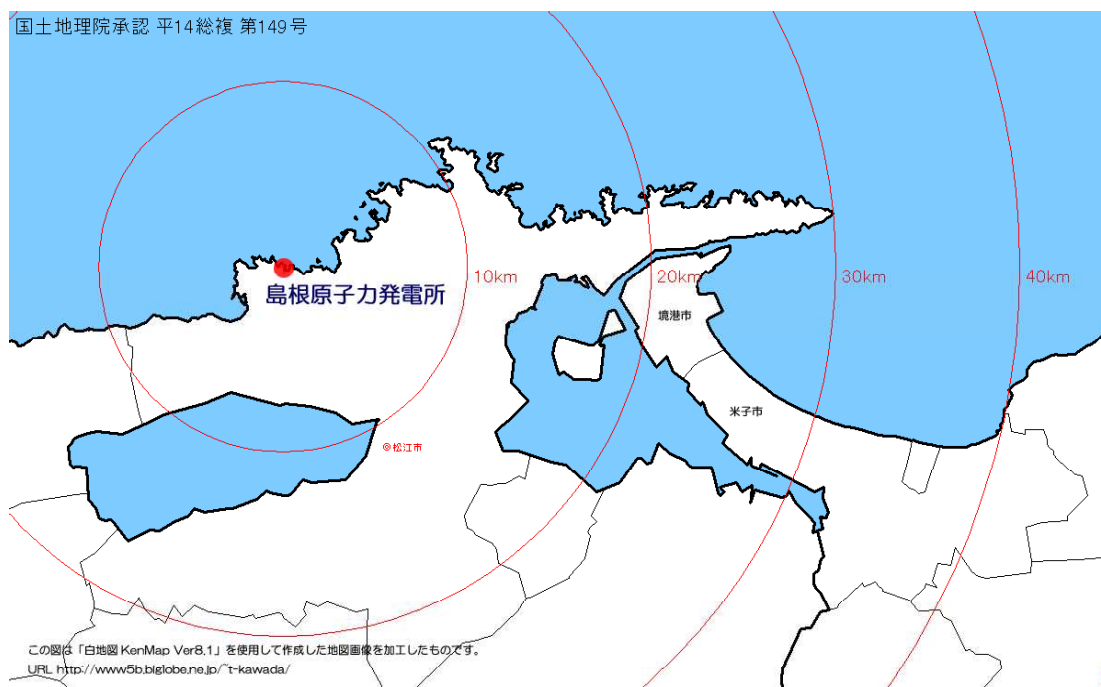
【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において平成27年度までの3カ年で整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。

UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の必要額

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の必要額は概算で約23億円！

・緊急に原子力防災体制の整備が必要。[H25～H27年度の3カ年整備]

(単位:百万円)

| 国の支援策 | 事業内容 | H25年度 所要額 | H26年度 所要額 | H27年度 所要額 | 計 |
|--------------------|-------------------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------|-------|
| 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 | 防護資機材(可搬型モニタリングポスト11台)整備、普及啓発、防災訓練等 | 211 可搬型モニタリングポスト、放射線計測器、防護服等 | ※維持費等は別途 | ※維持費等は別途 | 211 |
| | 危機管理体制整備等(TV会議システム等) | 33 設備維持費等 | ※同上 | ※同上 | 33 |
| | 被ばく医療整備等(スクリーニング、ホールボディカウンタ2台等) | 8 医療機関用除染資機材 | 394 ホールボディカウンタ(鳥大付病院) | 150 ホールボディカウンタ(県立中央病院) | 552 |
| | 緊急被ばく医療研修等、安定ヨウ素剤備蓄等(UPZ7万人・調剤機材) | 35 安定ヨウ素剤関係 | 23 医療用放射線測定機器 | - | 58 |
| | 小計 ※()は人形峠分を含む | 287 (324) | 417 | 150 | 854 |
| 放射線監視等交付金 | モニタリングポスト・システム・測定機器整備、環境試料分析等整備 | 233 モニタリングデータ統合のためのシステム改修 | - | 212 環境資料分析機器 | 445 |
| | 原子力環境センター(仮称)整備等 | 18 基本設計 | 66 実施設計 環境センター着工 | 882 環境センター施工 | 966 |
| | 小計 ※()は人形峠分を含む | 251 (292) | 66 | 1,094 | 1,411 |
| 合計 | 3か年で23億円必要⇒ | 538 (616) | 483 | 1,244 | 2,265 |

H26年度以降、約17億円必要!

11 原子力発電所における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。
- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEED I等による予測情報は不可欠なことから、SPEED Iの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

12 大規模災害等への対応能力向上のための 大型輸送ヘリコプター配備について

《提案・要望の内容》

- 大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備を行うこと。

<参考>

1 大規模災害時の救援活動

- 大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成23年3月の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 平成25年5月に中央防災会議のワーキンググループが取りまとめた「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」においては、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対策を行うと同時に、被害の甚大な地域への支援も行うべきであることが指摘されており、被害が比較的少ないと想定される本県内に自衛隊の大型輸送ヘリコプターを配備することは、日本全体で取り組む必要がある南海トラフ巨大地震対策として有用である。



2 国民保護措置の必要な事態への対応

- 世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。
- 当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。

13 平成 25 年度 ICT 街づくり推進事業に係る鳥取県企画提案 「地上デジタル放送を活用した安心安全スマートタウン構想」の採択について

《提案・要望の内容》

- 平成 25 年度 I C T街づくり推進事業に係る提案公募に対して、鳥取県が代表提案団体として企画提案している「地上デジタル放送を活用した安心安全スマートタウン構想」について、鳥取県内における大規模広域災害に備えるため、誰もが平素から簡単に活用できる安心・安全システム、また、医療機関と連携した防災・減災対策アプリケーション先進モデルの委託事業として採択を行うこと。

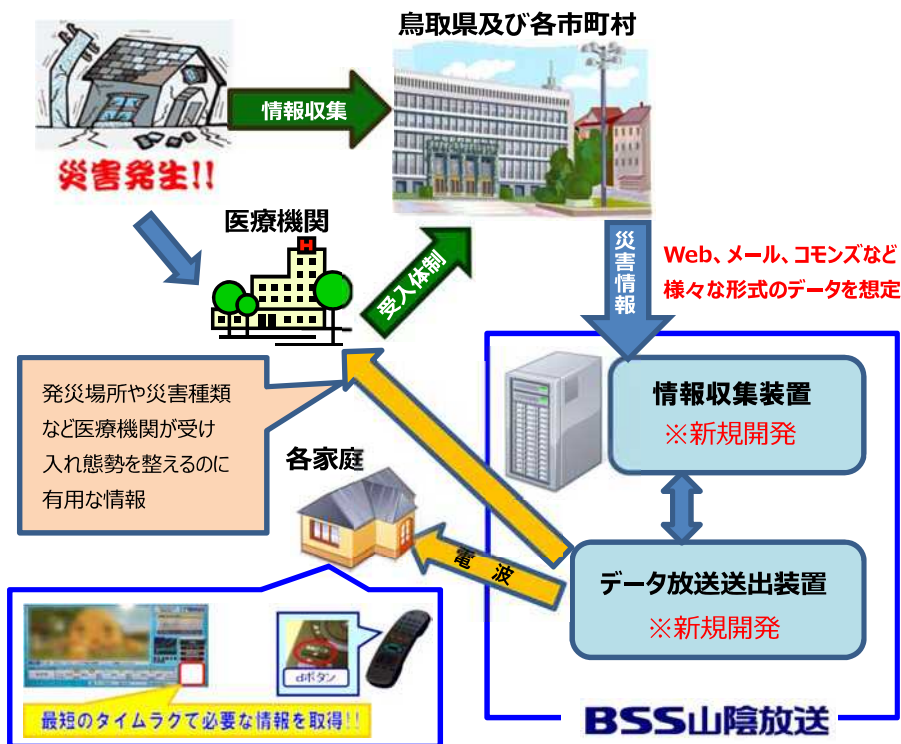
<参考>

○鳥取県企画提案：地上デジタル放送を活用した安心安全スマートタウン構想

災害が発生した際、県及び各市町村が発信する情報を地上デジタル放送（データ放送）という普及率の高インフラを使って最小限の作業・タイムラグで広く情報伝達を図ることを目的としています。情報の種類は被災状況、ライフライン情報、避難所情報などを想定しています。また、災害時において各市町村等から公共情報コモンズ等に流される災害場所や災害の種類などの情報をタグ付けしてデータ放送で流すことにより、医療機関が迅速に傷病者の受け入れを行う体制を構築する一助とします。

平時は県から発信される安心安全情報を放送し、「いつでも・だれでも・簡単に」使えるツールとしての定着を図ります。

また、将来的にはネットワーク（当面はQRコード）を通じて、住民の声を吸い上げツールとしての活用も検討します。



14 拉致問題の完全解決について

《提案・要望の内容》

○拉致問題の解決に向けて、「対話と圧力」による解決という方針のもと、引き続き国連をはじめとする国際社会に対して強く働きかけるとともに、あらゆる手段を講じて北朝鮮との交渉をすすめ、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。

<参考>

【政府認定拉致被害者】

①松本京子さん（まつもと きょうこ米子市出身、当時29歳）：昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。

※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定
(全国で17人目、県内初)



【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】 ※特定失踪者問題調査会の公表による

②古都瑞子さん（ふるいちみずこ日南町出身、当時47歳）：昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



③矢倉富康さん（やくらとみやす米子市出身、当時36歳）：昭和63(1988)年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



④上田英司さん（うえだ えいじ伯耆町出身、当時20歳）：昭和44(1969)年11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



【拉致の可能性を排除できない事案に係る方】 ※鳥取県警察本部の公表による

⑤木町勇人さん（きまち はやと大山町出身、当時20歳）：昭和50(1975)年8月25日、京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。



15 鉄道施設に対する過疎対策事業債の対象範囲の拡大について

《提案・要望の内容》

○過疎地域自立促進特別措置法については、現在、政府・自民党で法改正に向けた検討が進められているところですが、地域住民の生活交通手段を確保するため、地方自治体が第三種鉄道事業者として運営する鉄道施設に要する経費及び第二種鉄道事業者（第3セクター）による車両整備に対して補助する経費について、過疎対策事業債が発行できるよう制度改正を確実にすること。

※若桜鉄道若桜線は、平成21年4月に全国初の公有民営方式による上下分離方式へと移行し、若桜町及び八頭町が第三種鉄道事業者として軌道、駅舎等の鉄道施設を保有し、第3セクターである若桜鉄道株式会社が第二種鉄道事業者として鉄道の運営を行い、地域住民の生活交通手段を維持・確保しています。特に、生徒・児童、お年寄り等の交通弱者にとっては重要な生活交通機関であります。また、朝夕の通学時の一時的な大量輸送、降雪日・積雪量ともに多い若桜谷における冬場の輸送は、バス輸送では代替不可能な状況にあります。

※しかしながら、近年の人口減少により厳しい経営状況であるのに加え、今後、更新時期を迎える鉄道施設の大規模修繕や車両の更新に多額の費用を要するため、自治体の負担は極めて大きく容易に取り組めない状況にあります。

※過疎地域自立促進特別措置法には過疎対策事業債の対象として、住民の交通の便に供するための自動車及び渡船施設については規定されているところですが、鉄道施設については規定がありません。

※そのような中、政府・自由民主党は人口減少や高齢者の増加が進む過疎地に対する財政支援の範囲を拡大する方針を固め、来年の通常国会に向けて年内に過疎地域自立促進特別措置法の改正案をとりまとめるときいています。

※安全・安心な地域公共交通を維持・確保するためにも鉄道施設について過疎対策事業債が発行できるよう制度改正を求めるものです。

〈参考〉



若桜駅



八頭
高校前駅



16 県内航空便の充実・発展について

《提案・要望の内容》

- 鳥取県では、地域と首都圏を結ぶ唯一の高速交通である航空便の拡充を図るため、鳥取空港、米子鬼太郎空港の利便性向上や増便実現に向けて官民一体となって「羽田空港発着枠政策コンテスト」への応募も含めた取り組みを進めているところであり、国としても増便により期待される効果や地域活性化に果たす役割を考慮し、地方航空ネットワーク充実の観点からこれら2空港の増便について必要な措置を講ずること。
- 特に、鳥取空港については、冬季の気象条件が厳しく欠航が多いこと、上記のとおり東京増便に向けて地域を挙げて取り組んでいること等から、十分な航空機運航の安全性の確保及び利便性の向上のため、飛行場対空援助業務について、予定しているリモート（RAG）化を中止し、現状維持を図ること。

- ・鳥取空港においては、国が主催する「羽田空港発着枠政策コンテスト」に航空会社と連携して応募している、また、鳥取空港へのアクセス向上のための高速道路整備等の更なる利用促進の取組みを進めているところ。
- ・米子鬼太郎空港においては新たにエコツアーと連動した旅行商品を航空会社と連携して打ち出すなど新規利用者の獲得に向けた新たな取り組みを進めているところ。
- ・鳥取空港では、冬季の気象条件は厳しく、降雪時には視界不良により毎年約40便欠航することから、県民のみならずビジネス客や観光客に信頼性が低く、不平・不満の声を県議会でも取り上げられており、この改善が喫緊の課題となっている。
- ・さる6月12日に大阪航空局から、8月22日には国土交通省航空局及び大阪航空局から当方に、平成27年度から飛行場対空援助業務をリモート（RAG）化することについて説明があった。国として可能な空港から順次リモート化を進める。鳥取空港の場合、この10年間は増便されることなく現在に至っていること及び交通量が少ないこと等が選定理由ということであった。
- ・現在、レディオ空港として運航情報官が鳥取空港出張所管制塔で行なっている飛行場対空援助業務を大阪国際空港の飛行場援助センター（FSC）で行うとのことである。
- ・遠隔地での業務となれば、管制塔から目視により得られる飛行場の状態等が監視カメラによる情報となり、質、量とも限定されることが懸念され、かつ緊急時の対応力が確保されるのか懸念される。
- ・また、鳥取空港管理事務所が行う各種飛行場管理業務（滑走路点検、除雪、路面状況調査等）は、運航情報官と空港内無線で適宜情報交信を行なっているが、リモート化後の管理事務所内固定電話による交信となれば、時間も手間も要すると推測され、冬季の気象条件が厳しくかつ刻々と変化の中で、迅速で的確な情報連絡が確保できるのか懸念される。加えて、中継伝達を行う空港職員の増員が必要となる。

<参考>

○県内2空港の利用状況等

| | 便数 | 4~9月利用者 | 対前年比 |
|---------|------|----------|--------|
| 鳥取空港 | 4便/日 | 168,865人 | 107.1% |
| 米子鬼太郎空港 | 5便/日 | 267,724人 | 122.6% |

○鳥取空港就航状況の推移

単位：便

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 欠航便数（通年） | 44 | 52 | 52 | 91 | 56 |
| 冬季欠航便数（12~3月） | 35 | 41 | 46 | 59 | 33 |
| 就航率（12~3月） | 96.4% | 95.8% | 95.2% | 94.0% | 96.6% |

17 番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

《提案・要望の内容》

- 本制度は地方公共団体に多大な影響を与えるものであるため、現場の意見を十分に聞いた上で、円滑な制度移行になるよう、引き続き適時、地方自治体への情報提供を行うこと。
- 情報連携の基盤となる情報ネットワークシステムや中間サーバに関して、既存システムの改修に影響があることから、基本設計及び詳細設計が固まった際には、地方自治体へ情報提供すること。
 - ※番号制度の導入に伴い、地方では情報提供ネットワークシステムとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となり長期間を要するため、情報提供ネットワークシステム、インターフェースシステム、中間サーバの詳細設計が早期に判明しないと期限内に構築及び改修を行うことができない恐れがある。
- 番号制度の導入に伴うシステム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すること。
 - ※番号制度は国家的な情報基盤であることから、システム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すべきである。
- 地方公共団体情報システム機構の運営にあたっては、国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の財政負担を最大限縮小すること。
 - ※地方公共団体情報システム機構法案では、地方公共団体情報システム機構の運営費用について、定款で定めるところにより地方公共団体が負担することとなっている。また、改正後の住民基本台帳法や公的個人認証法では、地方公共団体情報システム機構が国の機関等から情報提供手数料を徴収する規定がある。
 - ※国においては、番号制度の導入に伴い、国の機関等からの情報提供手数料の大幅な増収が見込まれるとされているが、具体的な根拠を示した上で、その妥当性や国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の理解を得る必要がある。

<参考>

想定される既存の情報システム等への影響

